

【R7/4以降】A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (1単位当たりの単価 10.21円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単位			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問サービス型である場合 287単位			287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)1週に2回を超える程度の場合 1176単位			163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を 定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23							
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		

【R7/4以降】A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (1単位当たりの単価 10.21円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	1単位減算	-1
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合	1単位減算	-1
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間						
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算				1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算				1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算				1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算				1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算(1月に1回限度)	50	月1回限度

【R7/4以降】A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (1単位当たりの単価 10.21円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	へ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算	

- ※ ①■グレーの部分は令和7年4月1日現在、塩尻市で使用しないサービスコードです。
②■黄色部分は今回「新規追加」となった部分です。
③見え消し部分は今回「廃止」となった部分です。

A3 訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 (緩和した基準によるサービス)
(1単位当たりの単価 令和6.4以降10.21円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1001	訪問型サービスⅣ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(月1回～週1回まで) 1回が30分以上60分未満	1割負担の利用者の場合	1回につき
A3	1002	訪問型サービスⅣ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1010	訪問型サービスⅣ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1020	訪問型サービスⅣ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	
A3	1003	訪問型サービスⅤ(1割負担)	要支援2(週2回程度) 1回が30分以上60分未満 ※週3回は超えない	1割負担の利用者の場合	
A3	1004	訪問型サービスⅤ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1011	訪問型サービスⅤ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1021	訪問型サービスⅤ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	
A3	1005	訪問型サービスⅥ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(30分未満で主に生活援助を行う場合) ※30分未満のサービス1回は、通常サービスの0.43回と換算する。	1割負担の利用者の場合	
A3	1006	訪問型サービスⅥ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1012	訪問型サービスⅥ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1022	訪問型サービスⅥ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	

A3については今回変更点はありません。